

## 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体登録要綱

### (目的)

第1条 「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化の実現を図る運動である、愛知県「休み方改革」イニシアチブの趣旨に賛同し、「休み方改革」につながる取組を実施する企業・団体を愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体（以下「賛同企業・団体」という。）として登録し、県全体での「休み方改革」の推進を図ることを目的とする。

### (事務局)

第2条 賛同企業・団体の登録、変更、取消し、公表に係る事務は、愛知県「休み方改革」イニシアチブ事務局（以下、「事務局」という。）にて行う。  
2 事務局は、愛知県観光コンベンション局観光振興課に設置する。

### (登録対象)

第3条 愛知県内に本社又は事業所等を置く企業、団体を対象とする。

### (取組内容)

第4条 賛同企業・団体は、次の各号に掲げる、「休み方改革」につながる取組のいずれかを実施するものとする。

- (1) 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進（子どもの休みに合わせた保護者の有給休暇取得の促進、「あいちウィーク」期間中の有給休暇取得の促進を含む。）
- (2) 多様な特別休暇の導入及び取得促進
- (3) 会社独自に祝休日を平日に振替
- (4) 夏季・冬季の電力需要の抑制にあわせた平日休業日の設定
- (5) ワークেশョン、ブレッジャーの促進
- (6) 「県民の日学校ホリデー」の創設・実施
- (7) 「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備
- (8) 平日や閑散期の旅行需要の喚起を目的とした割引特典等の提供

(9) 愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業の実施

(登録手続等)

第5条 本イニシアチブの趣旨に賛同し、登録しようとする企業、団体は、事務局に対し、特設ウェブサイトの申請フォームから必要事項を送信することにより、登録申請を行うものとする。

2 事務局は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、賛同企業・団体として登録し、その内容を特設ウェブサイトを通じて公表するものとする。

3 賛同企業・団体に登録しようとする企業、団体が次の各号に該当するときは、事務局は、登録の申請を受理しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと事務局が認める企業、団体

(登録内容の変更)

第6条 登録内容を変更しようとする賛同企業・団体は、事務局に対し、その変更内容を申請するものとする。

2 事務局は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、その登録内容を変更し、ウェブサイトを通じて公表するものとする。

(登録の取消し)

第7条 事務局は、賛同企業・団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 企業、団体を第三者に譲渡又は売買し、引き続き賛同の意思が確認できないとき

- (3) 第5条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき
- (4) 賛同企業・団体が登録の取り消しを申し出たとき
- (5) その他、賛同企業・団体として登録しておくことが適当でないとき事務局が認めたとき

(登録期間)

第8条 賛同企業・団体の登録期間は、第5条第2項により登録された日を始期とし、前条各号のいずれかに該当することになった日を終期とする。

(秘密の保持)

第9条 賛同企業・団体は、登録を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録を取り消された後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、2023年3月27日から施行する。

(附則)

この要綱は、2023年6月14日から施行する。